

## 第2章 ひとり親家庭の現状と課題

### 1 ひとり親家庭の現状

#### (1) 世帯数

本市の平成25年10月1日現在の総世帯数は、28,806世帯で、そのうち、ひとり親家庭は1,028世帯となっています。ひとり親家庭の内訳は、母子世帯は788世帯で2.74%、父子世帯は146世帯で0.51%及び、ひとり暮らしの寡婦世帯は94世帯で0.33%となっています。

表1 世帯数と内訳

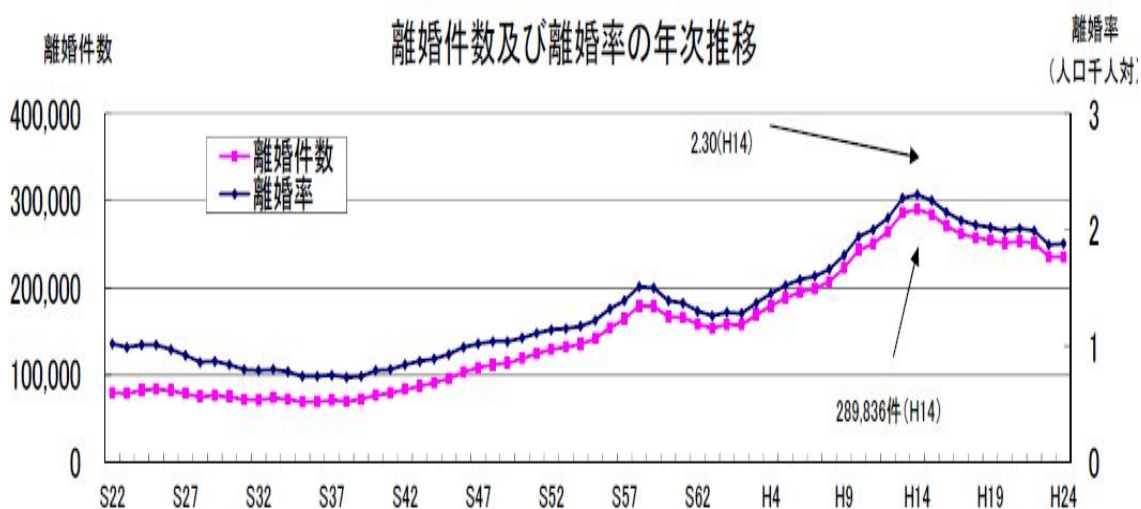
| 区 分       | 平成22年 |      | 平成23年 |      | 平成24年 |      | 平成25年 |      |
|-----------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|
|           | 世帯    | %    | 世帯    | %    | 世帯    | %    | 世帯    | %    |
| 母子世帯      | 726   | 2.51 | 750   | 2.51 | 779   | 2.70 | 788   | 2.74 |
| 父子世帯      | 155   | 0.54 | 161   | 0.54 | 158   | 0.55 | 146   | 0.51 |
| ひとり暮らしの寡婦 | 108   | 0.37 | 111   | 0.37 | 139   | 0.48 | 94    | 0.33 |
| 小計        | 989   | 3.42 | 1,022 | 3.42 | 1,076 | 3.73 | 1,028 | 3.57 |

【出典】ひとり親家庭の世帯数は、越前市ひとり親家庭調査 総世帯数は市民課

調査日：毎年10月1日

#### (2) 離婚件数、離婚率

全国の離婚件数は、平成24年は約23万5千件で従来増加傾向であったが、平成15年から減少傾向になっています。



※平成24年は概数値。

本市の平成24年の離婚件数は123件であり、離婚率については、平成20年から横ばいの状態で、福井県の率を上回る年度があるものの、全国からみれば低く推移しています。

**表2 離婚件数**

| 区分  | 平成20年   | 平成21年   | 平成22年   | 平成23年   | 平成24年   |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 全国  | 251,136 | 253,353 | 251,378 | 235,719 | 235,406 |
| 福井県 | 1,298   | 1,327   | 1,233   | 1,171   | 1,240   |
| 越前市 | 132     | 106     | 120     | 131     | 123     |

【出典】福井県衛生統計年報 調査期間：毎年1月1日から12月31日まで

**表3 離婚率：人口千人当たりの離婚件数**

| 区分  | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全国  | 1.99  | 2.01  | 1.99  | 1.87  | 1.87  |
| 福井県 | 1.62  | 1.66  | 1.55  | 1.48  | 1.57  |
| 越前市 | 1.53  | 1.24  | 1.40  | 1.54  | 1.50  |

【出典】福井県衛生統計年報

(1月1日から12月31日までの離婚件数 ÷ 10月1日現在の人口) × 1,000

### (3) 生活保護受給世帯の子どもの状況

生活保護受給世帯のうちひとり親家庭の18歳未満の子どもは14人で年々増加する傾向があります。

**表4 18歳未満の子どもの人数と世帯類型** 単位：人

| 生活保護受給世帯のうち<br>18歳未満の子ども |      | 18歳未満又は高校生以下 |     |     |     |     |
|--------------------------|------|--------------|-----|-----|-----|-----|
|                          |      | H21          | H22 | H23 | H24 | H25 |
|                          |      | 6            | 9   | 11  | 12  | 18  |
| 世帯類型別                    | 母子世帯 | 5            | 8   | 8   | 8   | 12  |
|                          | 父子世帯 | 0            | 0   | 0   | 2   | 2   |
|                          | 寡婦世帯 | 0            | 0   | 0   | 0   | 0   |
|                          | 傷病世帯 | 1            | 1   | 3   | 4   | 4   |
| 小中学生                     |      | 1            | 3   | 5   | 8   | 11  |

【出典】市社会福祉課(各年7月1日)

### (4) 児童扶養手当受給者数

本市の児童扶養手当受給者数は、平成24年度は599人で平成20年度に比べると、152人、34%の増加となっています。

また、児童扶養手当認定世帯の世帯類型では、離婚世帯が最も多く90%近くを占めています。その次が、未婚世帯の7%前後となっています。

**表5 児童扶養手当受給者数**

| 区分  | 平成20年度  | 平成21年度  | 平成22年度    | 平成23年度    | 平成24年度    |
|-----|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 全国  | 966,266 | 985,682 | 1,055,181 | 1,071,466 | 1,083,317 |
| 福井県 | 4,722   | 4,984   | 5,495     | 5,632     | 5,626     |
| 越前市 | 447     | 490     | 561       | 585       | 599       |

【出典】厚生労働省福祉行政報告例 調査日：毎年3月31日

**表6 児童扶養手当認定世帯の世帯類型**

| 区分  | 平成22年度 |        | 平成23年度 |        | 平成24年度 |        |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|     | 世帯     | %      | 世帯     | %      | 世帯     | %      |
| 離婚  | 505    | 90.02  | 523    | 89.4   | 530    | 88.33  |
| 死別  | 7      | 1.25   | 8      | 1.37   | 8      | 1.33   |
| 未婚  | 36     | 6.41   | 44     | 7.52   | 46     | 7.67   |
| 障害  | 2      | 0.36   | 2      | 0.34   | 2      | 0.33   |
| 遺棄  | 2      | 0.36   | 1      | 0.17   | 4      | 0.67   |
| その他 | 9      | 1.60   | 7      | 1.20   | 10     | 1.67   |
| 計   | 561    | 100.00 | 585    | 100.00 | 600    | 100.00 |

【出典】市子ども福祉課 調査日：毎年3月31日

### (5) ひとり親家庭の実態

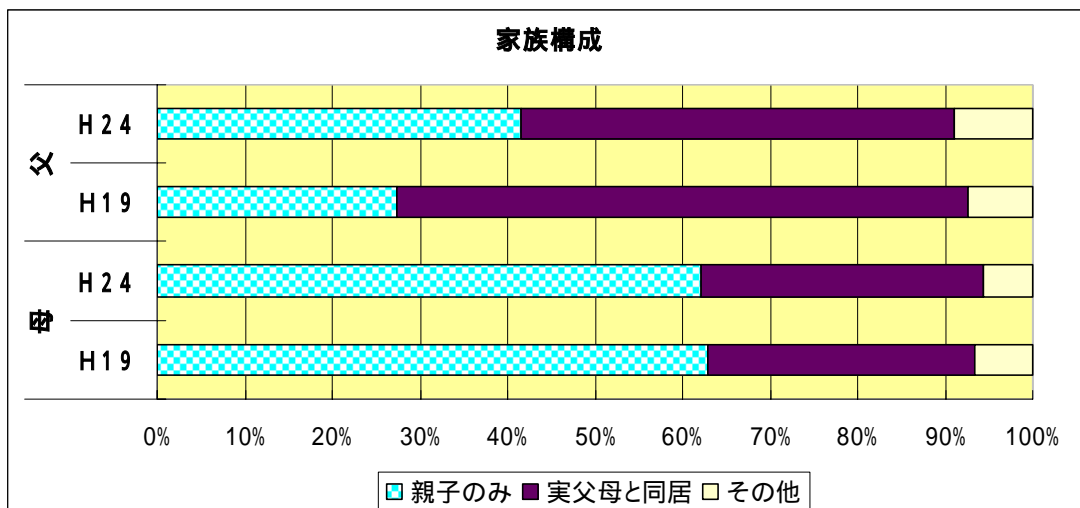
ひとり親家庭の実態については、福井県が平成24年8月に調査した「平成24年度福井県ひとり親家庭実態調査」と、本市が平成25年8月に児童扶養手当受給者を対象として実施した「越前市ひとり親家庭アンケート調査」によって、ひとり親家庭の実態把握に努めました。

#### 家族構成

平成19年に比べると 父子世帯は、実父母と同居する世帯が減り、父子のみの世帯が増えました。

**表7 家族構成**

|        | 母子世帯  |       | 父子世帯  |       |
|--------|-------|-------|-------|-------|
|        | H19   | H24   | H19   | H24   |
| 親子のみ   | 62.9% | 62.2% | 27.4% | 41.5% |
| 実父母と同居 | 30.6% | 32.1% | 65.3% | 49.6% |
| その他    | 6.5%  | 5.7%  | 7.3%  | 8.9%  |

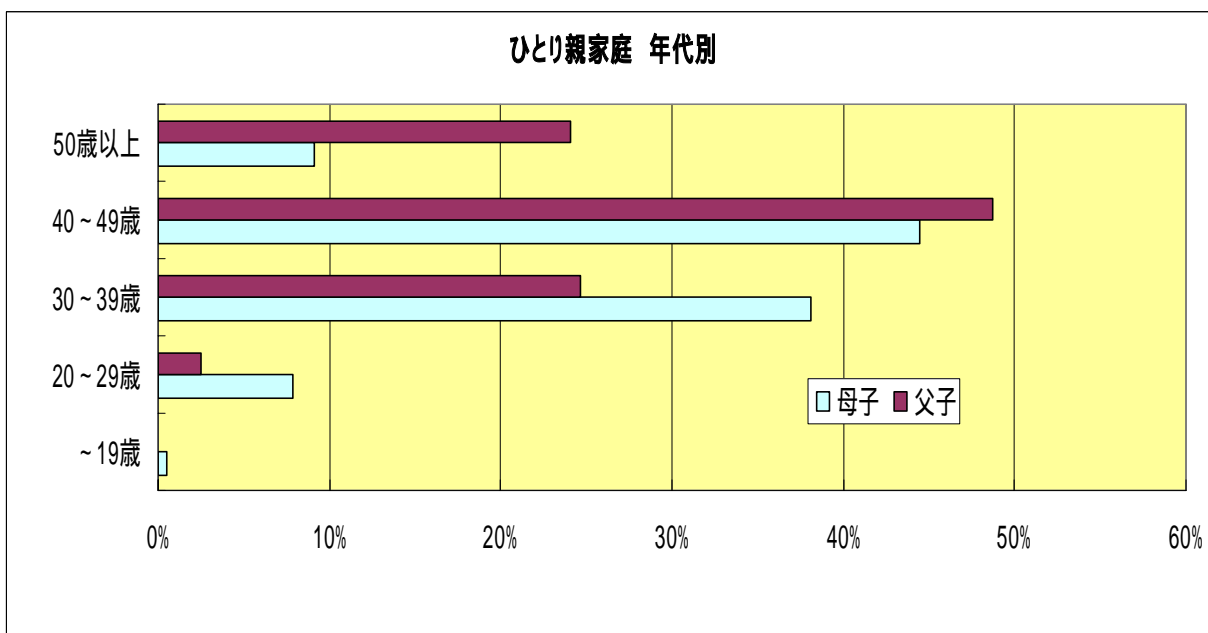


【出典】「平成 24 年度福井県ひとり親家庭実態調査」

### ひとり親家庭の母、父の年代

母子世帯の年齢構成は、40歳代が46.3%と最も多く、30歳代が38.0%、20歳代が7.3%の順となっています。

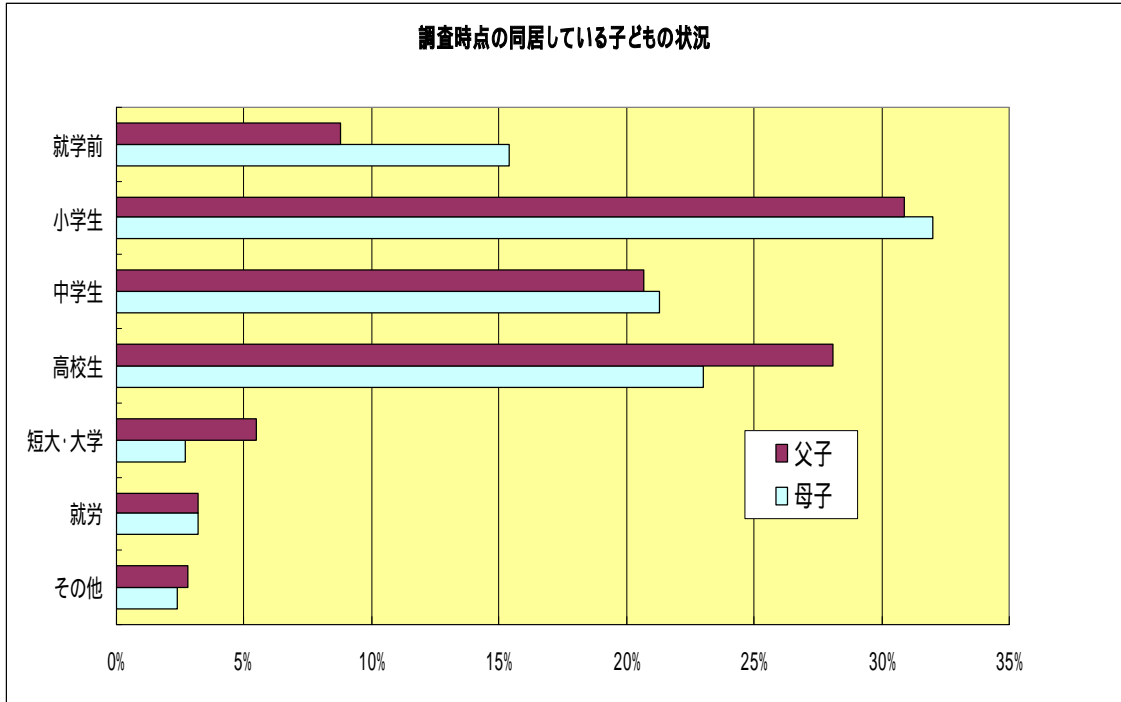
父子世帯の年齢構成は、40歳代が44.7%と最も多く、30歳代が29.3%、50歳代が21.1%の順となっています。



【出典】「平成 24 年度福井県ひとり親家庭実態調査」

### 調査時点の同居している子どもの状況

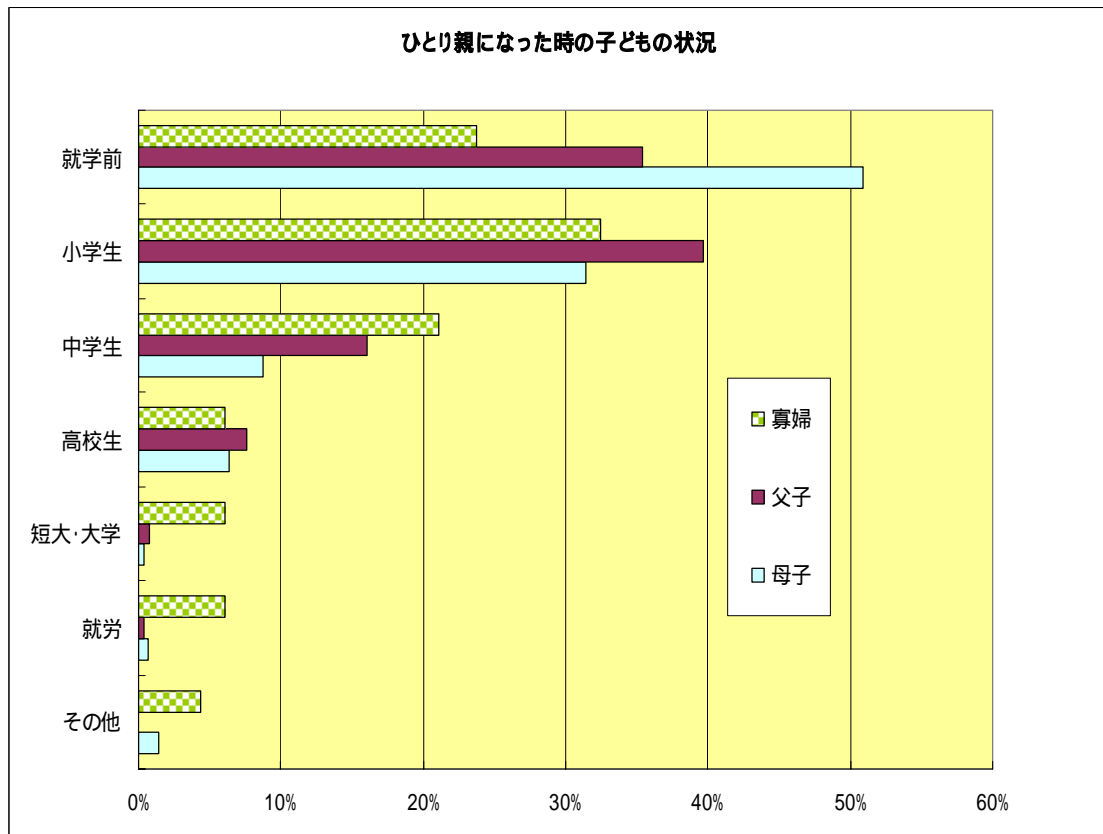
母子世帯では、「小学校入学前」が15.4%に対し、父子世帯は8.8%と、母子世帯の方が保育の必要な子どもを養育している割合が、高くなっています。



【出典】「平成 24 年度福井県ひとり親家庭実態調査」

### ひとり親家庭になった時の同居している子どもの状況

ひとり親になったとき子どもの就学・就業状況をみると、母子家庭では「小学校入学前」が 50.9%と最も高く、父子世帯では「小学生」が 39.7%と最も高く、母子世帯の方がより保育の必要な子どもを養育している割合が高くなっています。



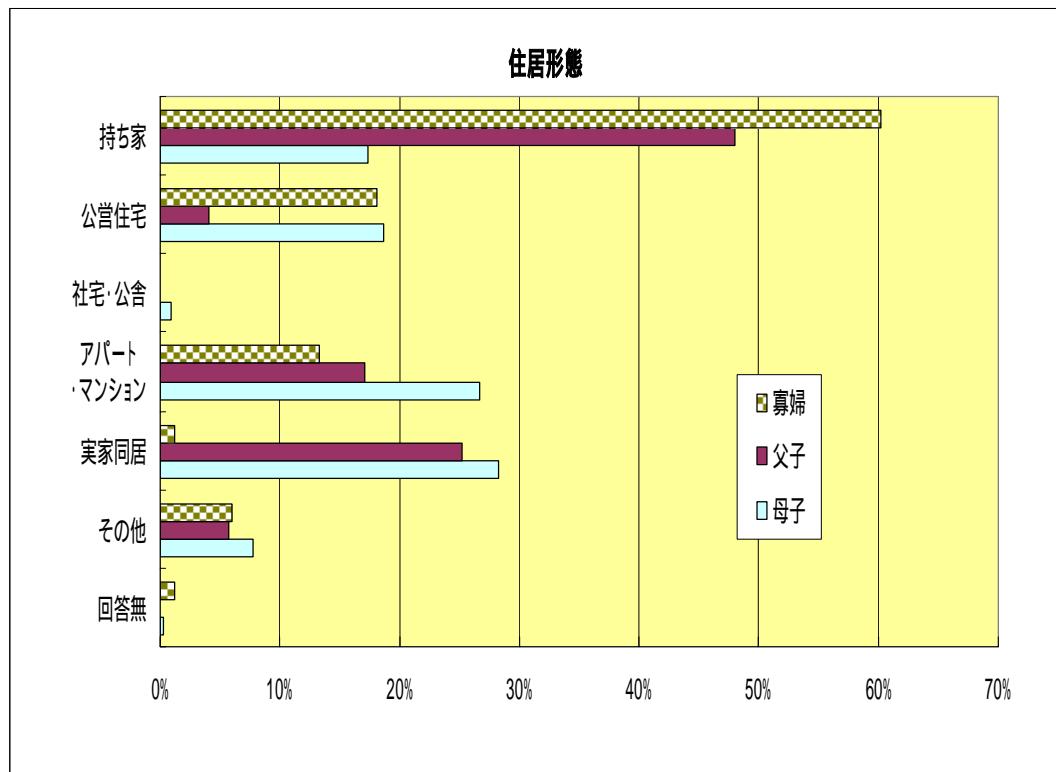
【出典】「平成 24 年度福井県ひとり親家庭実態調査」

## 住居の状況

母子世帯の住居形態は、「実家同居」が28.3%と最も多く、「民間の借家・アパート・賃貸マンション」が26.7%、「公営住宅」が18.7%の順となっている。

父子世帯は、「持ち家(本人名義)」が48%と最も多く、「実家同居」が25.2%、「民間の借家・アパート・賃貸マンション」が17.1%となっています。

ひとり暮らしの寡婦は、「持ち家(本人名義)」が60.2%と多く「公営住宅」が18.1%の順になっています。



【出典】「平成24年度福井県ひとり親家庭実態調査」

## 就労状況

母子、父子世帯ともに、90%以上の方が就業していますが、母子世帯の母は、「パート・アルバイト等」の不安定な就労形態が多くなっています。

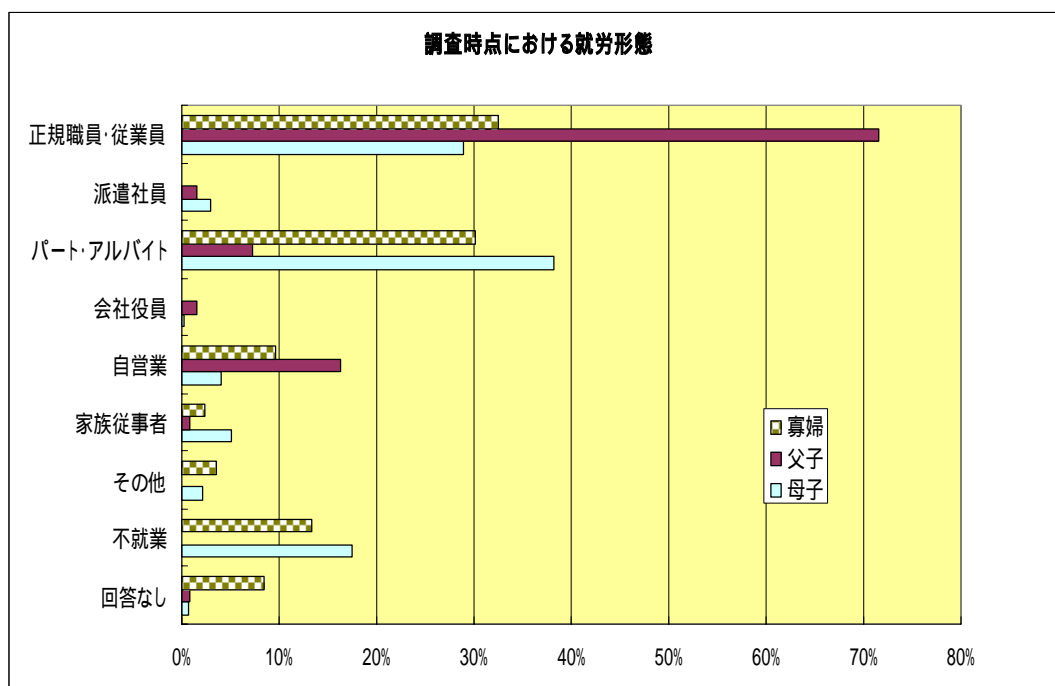
|        | H19   | H24   |
|--------|-------|-------|
| 母子世帯の母 | 90.4% | 92.6% |
| 父子世帯の父 | 87.5% | 93.5% |

表8 母子世帯の就労状況

|     | 「正規の職員・従業員」 | 「パート・アルバイト等」 | 「契約社員」 | 「不就業」 |
|-----|-------------|--------------|--------|-------|
| H19 | 45.1%       | 32.6%        | 5.7%   | 8.7%  |
| H24 | 46.4%       | 35.3%        | 2.8%   | 6.6%  |

表9 父子世帯の就労状況

|     | 「正規の職員・従業員」 | 「パート・アルバイト等」 | 「自営業」 | 「不就業」 |
|-----|-------------|--------------|-------|-------|
| H19 | 57.3%       | 5.2%         | 18.8% | 7.3%  |
| H24 | 64.2%       | 7.3%         | 16.3% | 5.7%  |



【出典】「平成 24 年度福井県ひとり親家庭実態調査」

### 収入状況

母子世帯の平成 23 年の世帯収入は、「200～250 万円未満」が、19.3%と最も高く、次いで「150～200 万円未満」18.8%「100～150 万円未満」15.3%です。平均世帯収入は 242 万円で、前回調査の平成 18 年の平均世帯収入額 237 万円より微増しています。

父子世帯の平成 23 年の世帯収入は、「200～250 万円未満」と「350～400 万円未満」が、15.5%と最も高く、次いで「250～300 万円未満」12.9%「300～350 万円未満」12.2%です。平均世帯収入は 321 万円で、前回調査の平成 18 年の平均世帯収入額 339 万円より減っています。

ひとり暮らしの寡婦の平成 23 年の世帯収入は、「150～200 万円未満」が、29.6%と最も高く、次いで「50～100 万円未満」19.7%「100～150 万円未満」18.3%です。平均世帯収入は 152 万円で、前回調査の平成 18 年の平均世帯収入額 147 万円より微増しています。(表10)

一方、厚生労働省の平成 23 年度全国母子世帯等調査では、母子世帯の年間収入を 291 万円、父子世帯を 455 万円と分析して、父母いずれもいる世帯の 658 万円に及ばないため収入を上げる支援が重要と指摘しています。(表 11)

表 10 ひとり親世帯全体の平均年間収入額

|     | 母子世帯  | 父子世帯  | ひとり暮らしの寡婦 |
|-----|-------|-------|-----------|
| H18 | 237万円 | 339万円 | 147万円     |
| H23 | 242万円 | 321万円 | 152万円     |

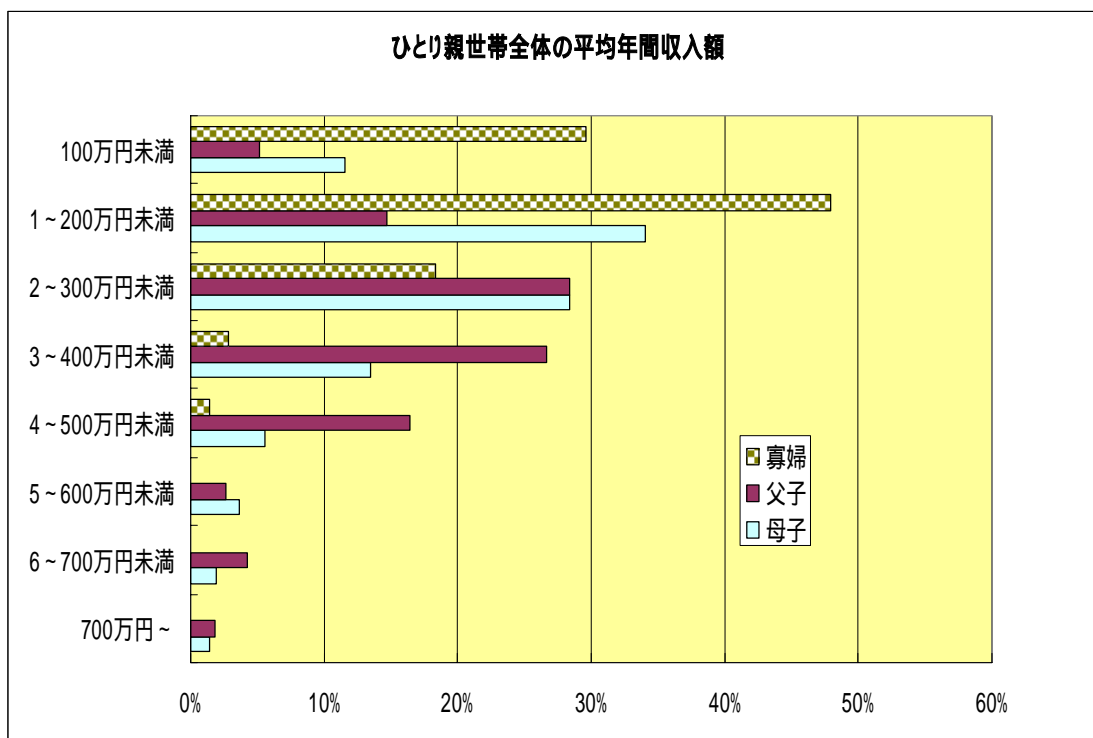
【出典】「平成 24 年度福井県ひとり親家庭実態調査」

\* 世帯収入額とは、児童扶養手当等の社会保障給付費、公的年金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代の収入等の世帯全体の全ての収入である。

表 11 H23年度 全国平均年間収入

| 母子世帯  | 父子世帯  | 父母世帯  |
|-------|-------|-------|
| 291万円 | 455万円 | 658万円 |

【出典】厚生労働省 全国母子世帯等調査



【出典】「平成 24 年度福井県ひとり親家庭実態調査」

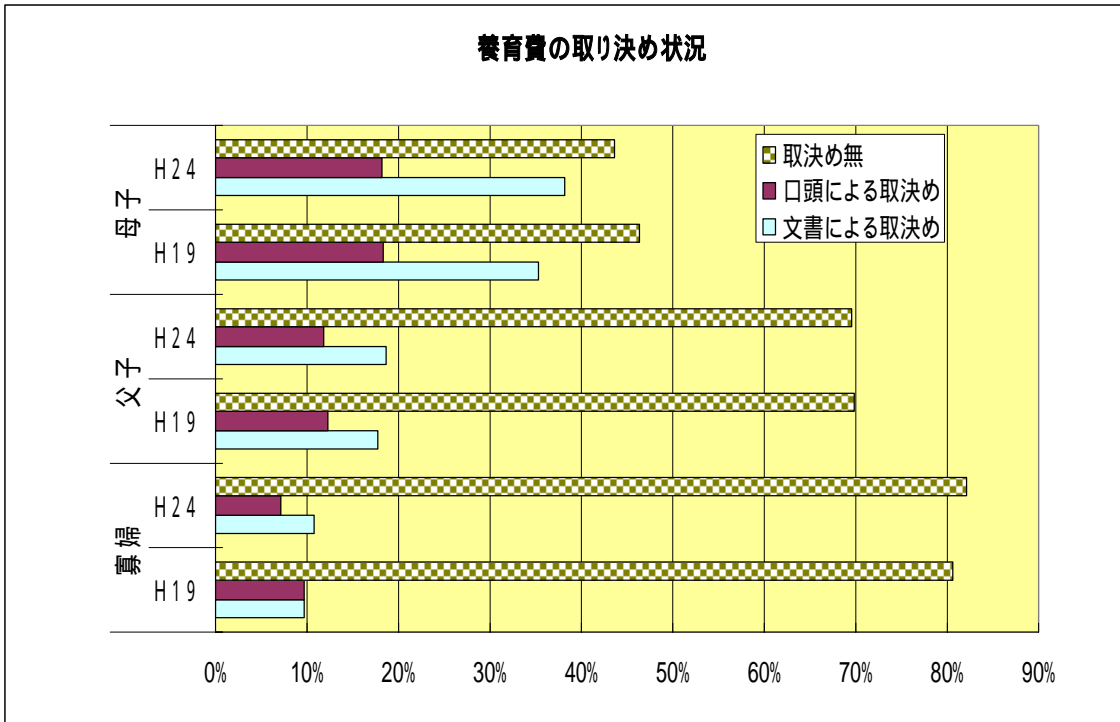
### 養育費の取決め

母子世帯の養育費の取決め状況は、「取決めがあった（文書合意あり）」38.2%、「取決めがあった（文書合意なし）」18.2%と合計56.4%が取決めをしていて、5年前の調査時の53.7%より微増しています。

父子世帯の養育費の取決め状況は、「取決めがあった（文書合意あり）」18.8%、「取決めがあった（文書合意なし）」11.8%と合計30.4%が取決めをしていて、5年前の調査時の30.1%より微増しています。



### 養育費の取り決め状況

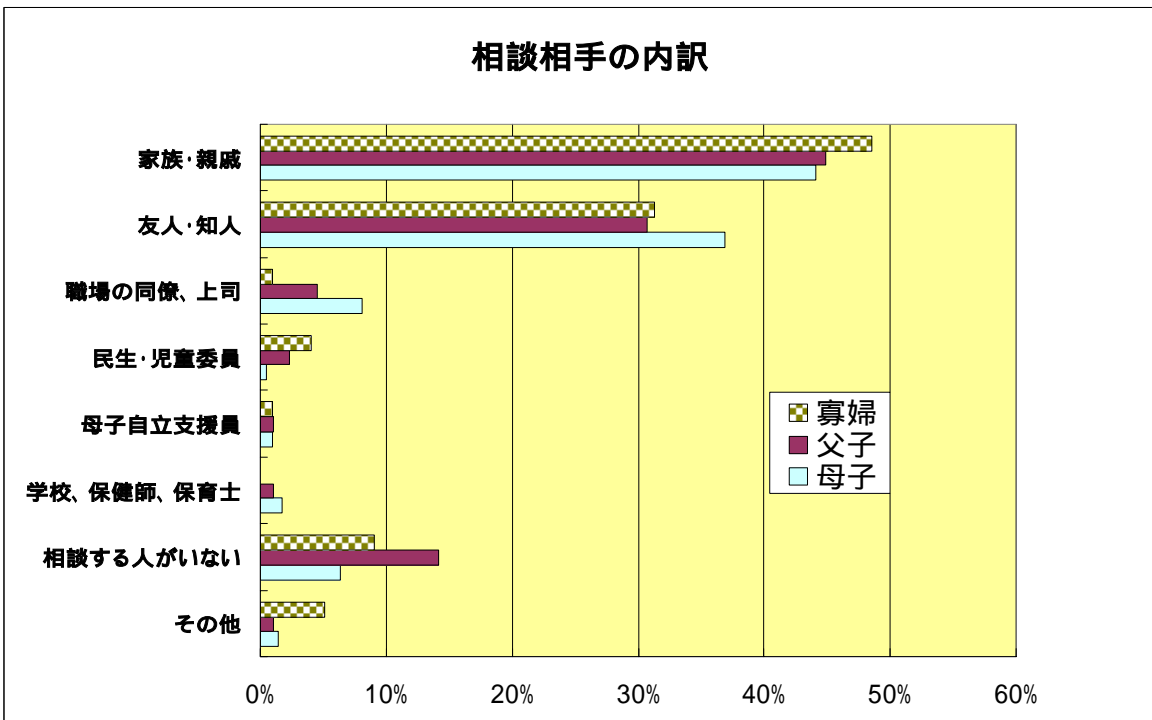


【出典】「平成 19、24 年度福井県ひとり親家庭実態調査」

### ひとり親家庭の相談相手の内訳

ひとり親家庭の主な相談相手としては、母子世帯、父子世帯、ひとり暮らしの寡婦とも「家族・親戚」が最も多く、次いで「友人・知人」が多くなっています。

### 相談相手の内訳



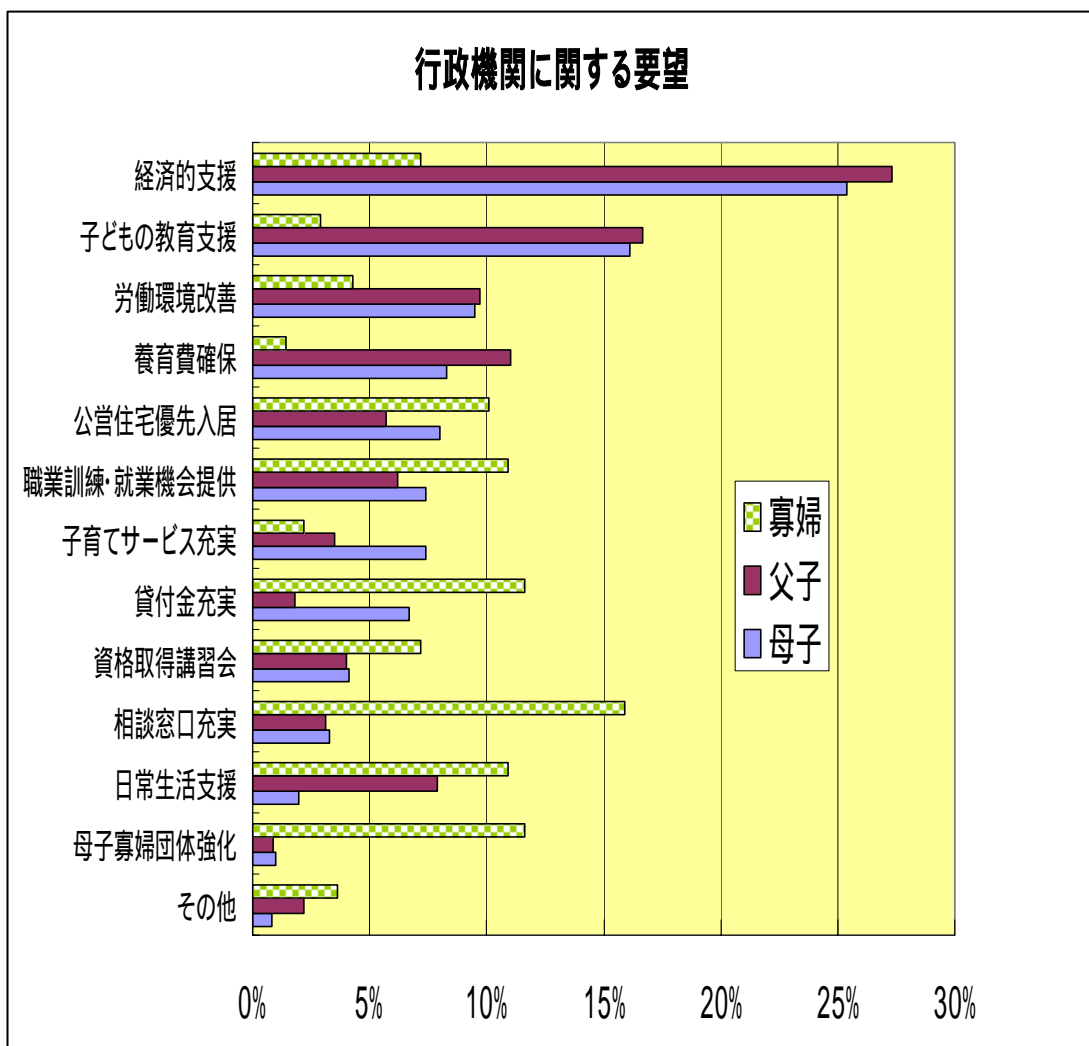
【出典】「平成 24 年度福井県ひとり親家庭実態調査」

### 行政機関に対する要望

母子世帯では、「児童扶養手当等経済的支援の充実」がもっとも多く25.4%、次いで「子どもに対する教育支援の充実」が16.1%、「企業における子育てのしやすい労働環境づくり」が9.5%となっています。

父子世帯では、「児童扶養手当等経済的支援の充実」がもっとも多く27.3%、次いで「子どもに対する教育支援の充実」16.7%、「養育費の確保対策の充実」11%となっています。

また、ひとり暮らしの寡婦世帯では、「生活上の不安や悩みの相談窓口の充実」が15.9%と最も多く、次いで「母子・寡婦福祉資金貸付金制度の充実」と「母子寡婦福祉団体の活動強化」が11.6%となっています。



【出典】「平成24年度福井県ひとり親家庭実態調査」

## 2 前期計画に基づく事業の実績及び評価

### (1) 情報提供・相談機能の充実

平成25年4月に市福祉健康センターに「子ども・子育て総合相談窓口」を設置し、教育及び福祉保健の連携を強化した一元化した相談窓口により機能の充実を図りました。

#### 市母子自立支援員による相談件数

| 母子・寡婦 | 相談件数 | 区 分  |    |      |
|-------|------|------|----|------|
|       |      | 生活一般 | 児童 | 生活援助 |
| 20年度  | 426  | 109  | 7  | 310  |
| 21年度  | 391  | 123  | 7  | 261  |
| 22年度  | 344  | 121  | 8  | 215  |
| 23年度  | 303  | 103  | 3  | 197  |
| 24年度  | 362  | 173  | 16 | 173  |
| 父子    | 相談件数 | 区 分  |    |      |
|       |      | 生活一般 | 児童 | 生活援助 |
| 20年度  | 28   | 11   | 3  | 14   |
| 21年度  | 13   | 5    | 1  | 7    |
| 22年度  | 12   | 7    | 0  | 5    |
| 23年度  | 11   | 2    | 0  | 9    |
| 24年度  | 7    | 2    | 0  | 5    |

### (2) 子育て・生活支援の推進

ひとり親家庭が、安心して子育てと仕事の両立ができるよう延長保育事業の保育園が全園に増え、児童センター、児童館、児童クラブの数も増えました。

平成26年度から公立保育園の受入年齢を引き下げ市内全ての保育園で乳児からの受入が可能となりました。ひとり親の病気や冠婚葬祭等で一時的に子育てに対する支援が必要になった場合に、すみずみ子育てサポート事業では、一時預かりや保育所等への送迎など、柔軟に対応し子育てをサポートしています。

#### 市日常生活支援事業の派遣件数 すみずみ子育てサポート事業

| 年度 | H20    | H21   | H22   | H23   | H24   |
|----|--------|-------|-------|-------|-------|
| 人数 | 2,931  | 2,021 | 2,172 | 2,386 | 2,111 |
| 時間 | 11,219 | 6,884 | 7,093 | 8,595 | 7,368 |

### (3) 就業支援の推進

平成25年6月からハローワークの担当相談員が定期的(月2回)に市役所及び今立総合支所において巡回相談を開始しました。また、母子家庭の母、父子家庭の父が看護師、介護福祉士等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合高等技能訓練促進費が支給され、就職に結びついています。

### 市高等技能訓練促進費支給件数

| 年度     | H 2 1 | H 2 2 | H 2 3 | H 2 4 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 件 数    | 1     | 3     | 6     | 4     |
| 内訳:看護師 | 1     | 3     | 4     | 3     |
| 保育士ほか  |       |       | 2     | 1     |

### ( 4 ) 養育費確保の推進

県では、平成 1 9 年 1 0 月から養育費相談員を配置し相談に応じるとともに、弁護士による無料相談も行ってきました。

離別母子世帯のうち「養育費の取り決めがあった世帯」5 6 . 4 %、父親から支払われている養育費平均月額は、4 2 , 1 5 7 円です。面会交流についても取り決め状況は 3 3 . 7 %です。

離別父子世帯のうち「養育費の取り決めがあった世帯」3 0 . 4 %、母親から支払われている養育費平均月額は、3 5 , 1 6 6 円です。面会交流の取り決め状況は、3 8 . 7 %です。

### ( 5 ) 経済的支援の推進

平成 2 5 年度からは世帯の 2 人目以降の保育料を軽減するほか、子ども医療費の助成を拡充しました。

#### 市ひとり親家庭医療費の助成件数

|        | 母子・寡婦医療費    |             |            | 父子家庭医療費     |             |           |
|--------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-----------|
|        | 対象者数<br>(人) | 支給件数<br>(件) | 支給額(円)     | 対象者数<br>(人) | 支給件数<br>(件) | 支給額(円)    |
| 2 0 年度 | 1,587       | 11,461      | 32,188,872 | 104         | 603         | 2,001,130 |
| 2 1 年度 | 1,617       | 11,925      | 35,637,859 | 123         | 630         | 1,961,683 |
| 2 2 年度 | 1,683       | 10,868      | 33,414,406 | 141         | 649         | 2,107,997 |
| 2 3 年度 | 1,784       | 12,670      | 33,168,778 | 129         | 813         | 2,529,543 |
| 2 4 年度 | 1,696       | 13,739      | 38,266,655 | 137         | 854         | 2,423,727 |

\* 2 0 歳未満の児童を養育する母子(父子)家庭の母(父)及び、その児童と、ひとり暮らしの寡婦の通院・入院医療費を助成する。

#### 県母子寡婦福祉資金の貸付件数

|        | H 2 1 |        | H 2 2 |        | H 2 3 |          | H 2 4 |          |
|--------|-------|--------|-------|--------|-------|----------|-------|----------|
| 修学資金   | 6     | 859    | 5     | 803    | 7     | 1,349    | 14    | 4,019    |
| 就学支度資金 | 1     | 8      | 1     | 58     | 8     | 4,13     | 11    | 524      |
| 生活資金   | 2     | 50     | 1     | 40     | 2     | 51       | 3     | 92       |
| 修業資金   | 1     | 30     |       |        | 1     | 30       |       |          |
| 計      | 10    | 947 万円 | 7     | 901 万円 | 18    | 1,843 万円 | 28    | 4,635 万円 |
|        | 件     |        | 件     |        | 件     |          | 件     |          |

市ひとり親家庭福祉推進資金貸付基金

|      | 合計 |            | 就学<br>支度金 |            | 生活<br>資金 |            | 就学<br>資金 |            |
|------|----|------------|-----------|------------|----------|------------|----------|------------|
|      | 件数 | 金額<br>(万円) | 件数        | 金額<br>(万円) | 件数       | 金額<br>(万円) | 件数       | 金額<br>(万円) |
| 20年度 | 1  | 50         | 1         | 50         |          |            |          |            |
| 21年度 | 4  | 320        |           |            | 1        | 20         | 3        | 300        |
| 22年度 | 0  | 0          |           |            |          |            |          |            |
| 23年度 | 1  | 50         | 1         | 50         |          |            |          |            |
| 24年度 | 0  | 0          |           |            |          |            |          |            |

### 3 ひとり親家庭の課題

#### (1) 現状からみた5つの課題

##### 情報提供・相談機能に関する課題

ひとり親家庭になる前から相談に対応でき、孤立させずに相談につなぐ体制とともに、家庭状況・課題を把握・整理し、支援メニューを組み合わせ提供するなど総合的な相談・支援が必要です。

##### 子育て・生活支援に関する課題

ひとり親世帯の同居者については、「母子のみの世帯」62.2%、「三世帯同居世帯」32.1%に対し「父子のみの世帯」41.5%、「三世帯同居世帯」49.6%とひとり親世帯の多くは子育てなどを他の家族に頼れない状況にあります。

##### 就業支援に関する課題

ひとり親の就業状況については、多くは働いているものの、母子世帯の就労形態としては、「正規の職員・従業員」46.4%、「パート・アルバイト等」35.3%となっています。また、父子家庭でも、非正規雇用で働く者が7.3%存在しており、非正規雇用の場合に特に就労収入が少ないという状況にあります。

##### 養育費確保に関する課題

養育費について、母子世帯の37.8%、父子家庭の70.2%が誰にも相談していないことから、養育費の確保に向けて相談体制の充実が必要です。

しかし、市では、広報紙、チラシのほか相談を受けた場合に情報発信を行っていますが、積極的なアプローチが出来ない状況にあり、情報不足や諦めにより養育費を受け取っていない場合があります。

### **経済的支援に関する課題**

県実態調査では、母子、父子家庭ともに「児童扶養手当等経済的支援の充実」が、最も多くなっています。

非婚母子（父子）については、寡婦控除が出来ない等、生別、死別母子との制度上公平性がないために、格差が生じています。

## **（２）家庭ごとの課題等**

### **母子家庭**

母子家庭の母の場合、低年齢での離婚や、非婚のひとり親などの現実の母子家庭の置かれている生活実態や就業状況等を見ると、就業経験が少なかったり、結婚、出産等により就業が中断していたことに加え、事業主側の母子家庭に対する理解不足等により、その就職又は再就職には困難が伴うことが多く、環境は厳しいものとなっています。

### **父子家庭**

母子世帯と比べて、仕事や、就労環境は比較的良いと考えられますが、核家族の増加による父子のみの家庭が平成19年度より平成24年度は14.1ポイント増えています。

特に父子のみの世帯においては、家事に対する不安や悩みを気軽に相談できるよう、「相談機能の充実」を図るとともに、「生活支援」が喫緊の課題となっています。

ひとり親家庭支援施策についても、父子家庭が対象となっていることが、わかりにくいと指摘があり、情報の周知徹底が必要です。

### **ひとり暮らしの寡婦**

ひとり暮らしの寡婦は、充実が望まれる施策について「生活上の不安や相談窓口の充実」が最も多く、次いで「母子・寡婦福祉資金制度の充実」と「母子寡婦福祉団体の活動強化」となっています。

当事者の悩みとしては、比較的年齢層の高いひとり暮らしという現状から、「自分の健康」についてが最も多くなっています。

### **親の離婚を経験する子ども**

家庭により離婚のケースは様々ですが、「離婚は親の問題」と考えられる傾向があります。親の離婚は子どもにより感じ方も異なりますが、子どもにとっても今後の人生を左右する大きな出来事であり、どんなに幼くても子どもは子どもの気持ちを持ち、意思もあります。

しかし、大人の一部は「まだ子どもだから」と当事者の一人である子どもの気持ちを置き去りにするため、親の離婚を経験する悩みを抱えた子どもたちを助ける仕組みが必要です。